

일본 제약회사의 개발부장 정년퇴직, 고문, 촉탁사원 지위 – 직무발명의 공동발명자 인정,

직무발명보상 명령 판결: 일본 [오사카지방법재판소](#) [令和 2 년\(WA\) 12107](#) 판결



1. 직무발명 개요

발명의 명칭: "Ambroxol Hydrochloride Extended-Release OD Tablets"

【請求項1】

各自塩酸アンプロキソールを含む制御放出微粒子および速放性微粒子の混合物へ、少なくとも崩壊剤および滑沢剤を加えて圧縮成形してなる口腔内崩壊錠であって、

前記制御放出微粒子は、

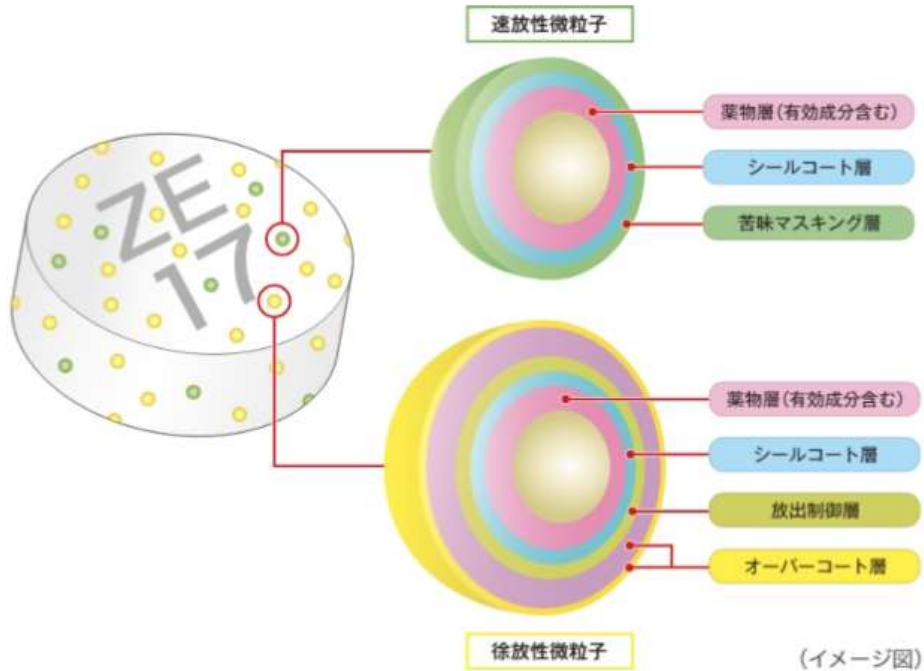
- (1) 塩酸アンプロキソールおよび結合剤を含有するコア粒子、
- (2) 該コア粒子を被覆する、水不溶性高分子と水溶性高分子のブレンドよりなる放出制御層、
- (3) 該放出制御層を被覆する、水溶性ロウ状高分子を含んでいるプロテクト層、
および
- (4) 該プロテクト層の外側の、水不溶性高分子および／または水に溶解も膨潤もしない粉末を含む粘着防止層からなり、

前記速放性微粒子は、塩酸アンプロキソールおよび結合剤を含有するコア粒子に、少なくとも塩酸アンプロキソールの一部が胃内で放出されるように水不溶性高分子単独または水溶性高分子とのブレンドで被覆されており、

前記制御放出微粒子および速放性微粒子は300 μ m以下の平均粒子径を有することを特徴とする塩酸アンプロキソール口腔内崩壊錠。

アンブロキソール塩酸塩徐放OD錠 45mg「ZE」

速放性微粒子と徐放性粒子を含有する徐放性口腔内崩壊錠



2. 정년 퇴직 후 고문 – 직무발명자 인정

개발부장으로 정년 퇴직 후 고문 관계이더라도 공동발명자 여부는 실질적 사실관계가

“단순 관리자”를 넘어 실질적 창작, 발명에 참여한 것인지 여부로 판단

일본 판결의 발명자 판단 기준: 「発明者とは、当該発明における技術的思想の創作に現実に関与した者、すなわち当該発明の特徴的部分を当業者が実施できる程度にまで具体的・客観的なものとして構成する創作活動に関与した者を指すものと解される。そうすると、共同発明者と認められるためには、自らが共同発明者であると主張する者が、当該発明の特徴的部分を当業者が実施できる程度にまで具体的・客観的なものとして構成する創作活動の過程において、他の共同発明者と一体的・連続的な協力関係の下に、重要な貢献をしたといえることを要するものというべき」であるとされている。

첨부: 일본 판결문

지재권분쟁, 침해대응, 형사/민사소송, 손해배상, 심판소송, One-Stop 대응, A~Z 수행

T. 02-591-0657 E. kkh@kasanlaw.com H. www.kasanlaw.com